(5) 医療提供体制の確保

東京都では、365 日 24 時間の安心・安全の医療と、患者中心の医療の実現を目指して、都民が症状に合った適切な医療サービスを受けられ、かつ自らが主体的に医療に参加できるようにするための地域医療提供体制の整備、救急医療の充実、在宅療養環境の整備等に取り組んでいます。

医療施設の現状

都内には、我が国を代表する高度な医療を提供する大学病院から、地域に密着した身近な医療を提供する診療所まで、多様な規模・機能を持つ医療施設が存在しています。

■医療施設数
（平成27年10月1日）

（実数）

		全国	東京都 総数	東京都 区部
病院数	（所）	8,480	648	425
病院病床数	（床）	1,565,968	128,166	79,718
内訳 一般病床数	（床）	893,970	81,493	59,683
内訳 療養病床数	（床）	328,406	23,524	12,804
内訳 精神病床数	（床）	336,282	22,494	6,959
内訳 結核病床数	（床）	5,496	510	173
内訳 感染症病床数	（床）	1,814	145	99
一般診療所数	（所）	100,995	12,944	9,910
歯科診療所数	（所）	68,737	10,620	8,310
一日平均外来患者数	（人）	1,366,693	143,677	109,808
一日平均在院患者数	（人）	1,255,404	102,104	61,881
病床利用率	（%）	80.1	79.8	77.9

率（人口10万対）

全国	東京都 総数	東京都 区部
6.7	4.8	4.6
1,232.1	948.3	859.7
703.4	603.0	643.6
258.4	174.1	138.1
264.6	166.4	75.0
4.3	3.8	1.9
1.4	1.1	1.1
79.5	95.8	106.9
54.1	78.6	89.6
1,075.3	1,063.1	1,184.2
987.8	755.5	667.3

資料：厚生労働省
「平成27年医療施設調査」
「平成27年病院報告」

東京都保健医療計画

東京都の保健医療に関し施策の方向を明らかにする基本的かつ総合的な計画である「東京都保健医療計画（平成 25 年 3 月改定）」（計画期間：平成 25 年度から 29 年度まで）を策定しています。

計画の基本理念

○安全で安心かつ良質な保健医療体制を実現するため、都民の視点に立った保健医療情報の提供や患者中心の医療の実現に向けて急性期から在宅療養に至る切れ目のない医療提供を確保します。

○患者中心の医療体制を支えるとともに、保健･医療･福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るための体制とが相互に支え合う体制の充実を進めていきます。

■都民中心の保健医療体制

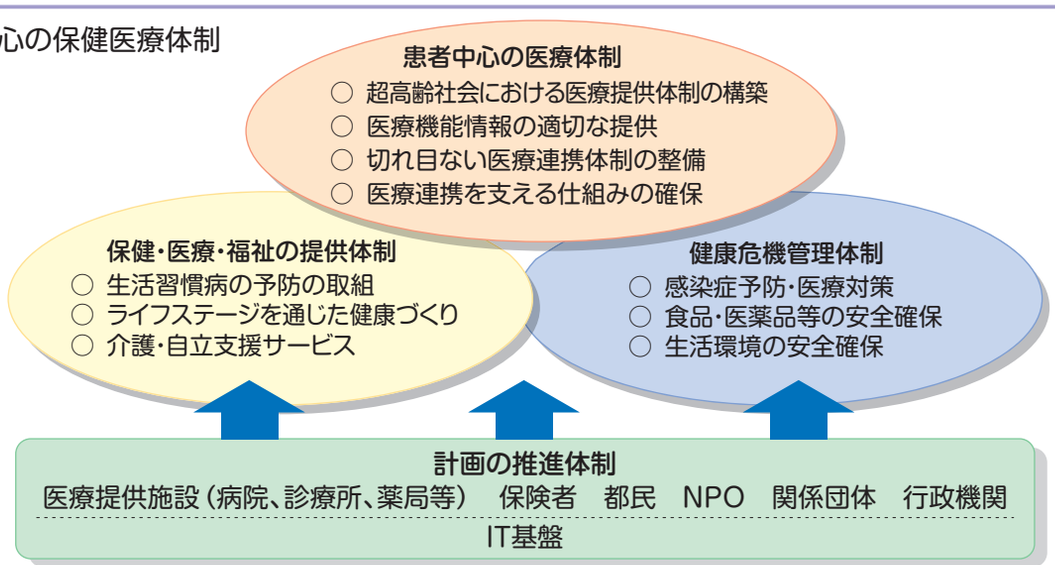

■保健医療圏

保健医療施策を総合的に推進するため、保健医療資源の適切な配置を図り、保健医療機関相互の連携を図る地域的単位として、一次から三次までの保健医療圏を設定しています。

一次	住民に密着した保健医療サービスを提供していく上での最も基礎的な圏域（＝区市町村）
二次	一般の入院医療を確保するため、病院の病床の整備を図るべき単位（一般病床及び療養病床の基準病床数を算定する単位）であると同時に、医療機関相互の連携を図り、専門的保健サービスとも連携して、都民に包括的な保健医療サービスを提供する圏域
三次	複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者への対応などの特殊な医療を提供するとともに、全都的な保健医療サービスを確保していく圏域（＝都全域）

東京都地域医療構想

団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）に向けて、東京の医療提供体制を維持・発展させていくため、平成 28 年 7 月に「東京都地域医療構想」を策定しました。（次期保健医療計画の改定に当たって保健医療計画と一体化します。）

本構想では、患者の受療動向や将来の人口推計等を踏まえて、平成 37 年の病床数の必要量の推計等を行いました。また、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」の実現に向けて、次の４つの基本目標を掲げています。

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

- **Ⅰ　高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展**
- **Ⅱ　東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築**
- **Ⅲ　地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実**
- **Ⅳ　安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成**

地域の医療機関、医療関係団体、保険者、区市町村等からなる地域医療構想調整会議において、病床機能の分化・連携や在宅療養の連携の推進等について、協議を行います。

医療に関する情報の提供

都民（患者）が主体的に医療サービスを選択できるよう、東京都では医療機関に関する情報の提供を行うとともに、都民が医療に関する正しい知識を得られるような支援を行っています。これまでの取組に加え、外国人旅行者等の増加に対応するため、医療情報提供等の多言語対応の充実に取り組むとともに、外国人患者の対応支援研修など医療機関における外国人患者の受入体制の整備等を支援しています。

（福祉保健局医療政策部医療政策課）

東京都保健医療情報センター

都内の医療機関の所在地・診療時間・診療科目などに関する情報提供や相談対応を行う総合窓口として「東京都保健医療情報センター」を設置しています。

○保健医療福祉相談

都民からの相談や問い合わせに専門相談員が対応しています。

○医療機関案内サービス「ひまわり」

医療機能情報提供制度に基づき、都内の医療機関から報告を受けた情報をインターネットを通じて公表しています。

自宅や勤務先など、指定した住所地に近い医療機関を探すことができ、また、診療科目や外来受付時間、交通手段、診療設備や対応可能な検査など、医療機関の詳細な情報を得ることができます。

HP　http://www.himawari.metro.tokyo.jp/
携帯電話　http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/
電話　03-5272-0303（自動応答システム又はオペレータ）
FAX　03-5285-8080（聴覚・言語障害者向け）

○外国語による医療情報提供サービス
（対応言語:英語･中国語･ハングル･タイ語･スペイン語）
外国語で診療が受けられる医療機関や日本の医療制度などについて相談員が外国語で案内しています。
電話　03-5285-8181（毎日午前９時～午後８時）
○医療機関向け救急通訳サービス
（対応言語:英語･中国語･ハングル･タイ語･スペイン語）
救急で来院された患者が、日本語が不自由なために診療に支障を来すような場合に、医療機関向けに電話による通訳サービスを行っています。

知って安心暮らしの中の医療情報ナビ

救急受診の方法や相談窓口、入院時の医療費の内容などについて正しく理解し、医療機関を適切に利用いただくため、冊子やホームページでの情報提供を行っています。

HP http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/inavi/

携帯電話 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/inavi/k/

東京都こども医療ガイド

０歳～５歳前後の子供の病気に関する基礎知識やケガの対処法などの情報を提供するホームページとして、「東京都こども医療ガイド」を開設しています。

HP http://www.guide.metro.tokyo.jp/

地域医療提供体制の整備

増大･多様化する医療需要に対し、東京都では、地域に不足する医療を量的･質的･機能的に補完･整備し、トータルな地域医療提供体制の確立に取り組んでいます。

（福祉保健局医療政策部医療政策課）

疾病ごとの医療連携体制の推進

がんや脳卒中を始めとする生活習慣病は、患者数が多く死亡率が高く、症状の経過に応じて救急医療から福祉サービスまでを視野に入れたきめ細かな対応が必要です。
○脳卒中医療連携体制の構築
脳卒中を発症した患者を速やかに適切な急性期医療機関に救急搬送できる体制を確保するとともに、急性期を脱した患者が地域で治療・回復・在宅療養まで切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築することを目指します。
○糖尿病医療連携体制の構築
予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進し、糖尿病患者の重症化予防、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携の仕組みを構築することを目指します。

リハビリテーション医療

リハビリテーション医療提供体制の中核となる東京都リハビリテーション病院を運営するほか、地域リハビリテーション支援センター（おおむね二次保健医療圏ごとに指定）を拠点にした従事者への研修など、地域のリハビリテーションの支援を行っています。また、回復期リハビリテーション病棟の確保に対する支援を行っています。

歯と口腔（くう）の健康づくり

都民全てが歯と口腔（くう）の健康を保ち、健康寿命を延ばして豊かな生活ができるよう、独自の歯科保健目標を設定し、その実現に向けて区市町村や関係団体に対する支援などを行っているほか、都立心身障害者口腔（くう）保健センターを設置し、心身障害児（者）等の歯科診療や研修事業などを行っています。また、在宅歯科医療の推進として、要介護高齢者等に多く見られる摂食・嚥（えん）下障害に対する支援や在宅歯科医療に必要な医療機器等の整備に対する補助等を行っています。

在宅療養支援体制の強化

医療や介護が必要になっても誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅療養環境を整備していきます。

（福祉保健局医療政策部医療政策課）

地域における在宅療養体制の確保

○在宅療養環境の整備
病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活の継続を図るため、「在宅療養支援窓口」の設置など、医療と介護の連携を促進するために、区市町村が実施する取組を支援します。
○小児等在宅医療に関する取組　新規
医療的ケアが必要な小児等の在宅医療の推進に向け、区市町村が関係機関等と連携して行う地域の実情に応じた取組を支援します。

在宅療養を担う人材育成研修

地域で在宅療養を担う人材の育成を行うリーダーを養成するとともに、そのリーダーを中心とする多職種連携の強化など、地域の実情に応じた研修を行います。

在宅療養推進のための基盤整備

医療と介護の多職種の関係者がICTを活用して効果的に患者情報を共有し、在宅療養患者を支えていく体制整備を進めます。

在宅療養移行体制の強化

入院患者が安心して在宅療養に移行することができる環境を整備するため、都内の中小病院において退院支援・調整や医療と介護の連携を行う人材を育成・確保します。

在宅医等相互支援体制の構築

在宅医が訪問看護ステーション等と連携し、又は在宅医が相互に補完し合いながらチームとして24時間の診療体制を構築することで、在宅療養におけるネットワークの中核である在宅医の確保を図ります。

暮らしの場における看取りの支援

再掲（P.28参照）

がん医療対策

がんになっても自分らしく生活できるよう、がんに負けることのない社会の実現を目指し、都における総合的ながん対策を推進していきます。

東京都がん対策推進計画

東京都における総合的ながん対策計画である「東京都がん対策推進計画」（計画期間：平成25年度から平成29年度まで）を平成25年3月に策定し、急速に進む都民の高齢化やがん患者のますますの増加を見据えて、がん対策を一層充実･強化していきます。また、小児がんやがん患者の就労に関する相談支援等の新たな課題に取り組んでいます。

（福祉保健局医療政策部医療政策課）

がん医療提供体制の整備

都民に広く高度ながん医療を提供するため、国が指定する「がん診療連携拠点病院」や、同等の高度な診療機能を持つ「東京都がん診療連携拠点病院」、がんの発症部位ごとに同等の診療機能を有する「東京都がん診療連携協力病院」において、専門的治療、緩和ケア及び医療連携等の取組を総合的に行っています。

また、がんと診断された時から在宅療養に至るまで様々な場面で切れ目なく緩和ケアを受けられる体制を整備するため、緩和ケアに関する医療従事者の育成等に取り組んでいます。

（福祉保健局医療政策部医療政策課）

■東京都がん対策推進計画

全体目標

1 がんによる死亡者の減少（がんの75歳未満年齢調整死亡率の20%減少）
2 すべてのがん患者及びその家族の不安の軽減並びに療養生活の質の向上
3 がんになっても自分らしく生活できる社会の構築

分野別施策

がんの予防の推進、がんの早期発見の推進、がんを予防するための健康教育の推進
- ○成人の喫煙率減少と効果的な受動喫煙防止対策の推進
- ○ウイルスや細菌の感染に起因するがんの予防
- ○科学的根拠に基づいたがんを遠ざけるための生活習慣に関する取組の推進
- ○がん検診の受診率向上施策の推進
- ○科学的根拠に基づくがん検診の実施と質の向上
- ○子供や成人に対する健康教育及びがんの予防に関する普及啓発の推進

高度ながん医療の総合的な展開
- ○患者･家族が安心できるがん医療提供体制の推進
- ○がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケアの提供
- ○小児がんに対する総合的な支援体制の構築

患者･家族の不安の軽減
- ○がんに関する相談支援･情報提供の充実
- ○小児がん患者･家族に対する相談支援体制の整備

がん登録と研究の推進
- ○がん登録の更なる推進
- ○がんに関する研究の推進

小児がん診療連携の推進

希少がんである小児がんの医療水準の向上を図るため、都内の小児がん拠点病院等による診療連携ネットワークを整備し、診療連携体制の強化や相談支援体制の充実等に取り組んでいます。

（福祉保健局医療政策部医療政策課）

がん研究の推進

公益財団法人東京都医学総合研究所において、尿から検出される特定の物質の活用や、超高感度同時多項目分析法の応用・高度化により、各種がんの早期発見、治療効果判定を可能にする診断法の開発を推進します。

（福祉保健局総務部企画政策課）

がん患者の就労の普及啓発等

がん患者の治療と就労との両立を支援するため、事業主などに対して、がんに関する正しい理解を広めるとともに、病院の相談支援体制の充実を図ります。

（福祉保健局医療政策部医療政策課）

東京都がんポータルサイト

がんに関する様々な情報を掲載した「東京都がんポータルサイト」を開設しています。

HP http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/iryo_hoken/gan_potal/

（福祉保健局医療政策部医療政策課）

救急医療の充実

不慮の事故や急病にかかった場合、いつでも、どこでも、だれでも、適切な医療がより迅速に受けられるよう、初期・二次及び三次からなる救急医療体制を整備しています。

（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）

〔初期救急医療〕 入院を必要としない患者に対する医療

〔二次救急医療〕 入院を要する中等症患者等に対する医療

〔三次救急医療〕 生命危機を伴う重篤患者に対する医療

■救急患者の受入体制

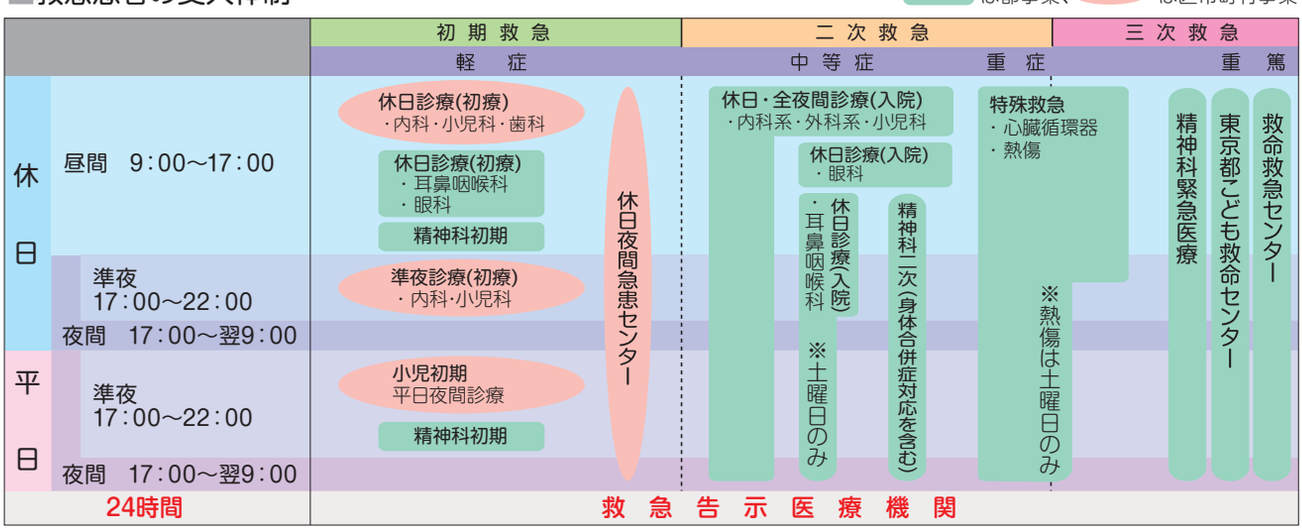

救急医療

○休日・全夜間診療事業

入院治療を必要とする救急患者（内科系・外科系）に 365 日 24 時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保しています。

○救急搬送患者受入体制強化モデル事業

救急医療機関において救急搬送患者の受入依頼に対応できないケースを減らすため、医師や看護師以外でも対応可能な調整業務を行う人材を配置し、受入体制の強化を図ります。

○転院搬送体制等の整備 新規

医療機関から転院搬送する際に、緊急度に応じて病院所有の救急車や民間救急車を活用する医療機関に対し、経費の一部を補助することにより、救急車の適正利用を推進します。また、高齢者施設における救急対応について、関係機関等と協力して手引きを作成し、医療機関への搬送などの円滑化を図ります。

小児救急医療

○東京都こども救命センター

他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」として、都立小児総合医療センターなど 4 施設を指定しています。同センターでは、救命処置のほか、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のた

めの施設間の連携を図るとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施しています。

○休日・全夜間診療事業（小児）

休日の昼間及び毎日の夜間において、主として入院治療を必要とする小児の救急患者に対応する救急医療機関を 365 日確保しています。また、軽症者を含めた多数の患者が集中する医療機関には、緊急度の高い患者を判別するためのトリアージナースを配置しています。

○東京都小児医療協議会

医療機関、関係機関、区市町村等で構成される協議会を設置し、初期救急から三次救急までの小児救急医療体制の確保・充実を図っています。

○救急専門医等養成事業（小児）

都内の小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に関する専門的な研修を行うことで、小児救急医療全体のレベルアップを図っています。

○地域小児医療研修事業

都内の診療所の医師を対象として小児医療に関する臨床研修等を実施し、地域の小児救急医療水準の向上を図るとともに、地域において小児救急医療を担う人材の確保を進めています。

救急医療の東京ルール

迅速・適切な救急医療の確保に向け、「救急患者の迅速な受入れ」、「トリアージの実施」、「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を進めています。

○ルールⅠ　救急患者の迅速な受入れ

地域の救急医療の中核となる「東京都地域救急医療センター」を整備するとともに、全都的な救急患者の受入先調整を行う「救急患者受入コーディネーター」を東京消防庁に配置し、救急医療機関をはじめとする関係機関が連携して救急患者を迅速に受け入れる仕組みを構築しています。

地域救急医療センター：
救急隊の医療機関選定において搬送先が決定しない場合に、救急隊と並行して、地域内の救急医療機関の連携体制を基盤として、受入先の調整を行う医療機関です。

救急患者受入コーディネーター：
地域救急医療センターが行う地域内の調整では患者受入が困難な場合、東京都全域で調整を行います。

○ルールⅡ　「トリアージ」の実施

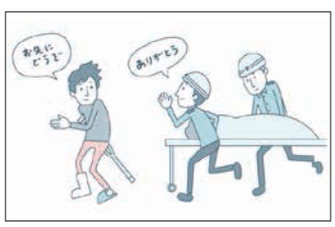

緊急性の高い患者の生命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」を救急の様々な場面で実施します。

○ルールⅢ　都民の理解と参画

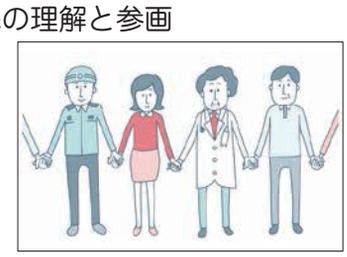

都民の大切な「社会資源」である救急医療を守るために、都民一人ひとりが適切な利用を心がけます。

周産期医療の充実

安心して子供を産み育てることができるよう、地域において妊娠、出産から新生児に至る周産期医療をリスクに応じ効果的に提供する総合的な周産期医療体制を確保しています。（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）

周産期母子医療センター機能の確保

NICU（新生児集中治療管理室）を有し、ハイリスクな妊産婦や新生児に常時対応できる周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、機能の強化を図っています。

周産期医療施設等整備費補助

周産期母子医療センターの施設・設備整備に対する支援を行い、周産期医療体制の充実を図っています。

母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営

総合周産期母子医療センターにおいて、救急部門等の医師と連携を取り、妊産褥婦の救命対応と重症産科救急疾患の搬送依頼を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（いわゆる「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体救命体制の確保を図っています。

周産期搬送コーディネーターの配置

総合周産期母子医療センターの管轄区域内では受入困難な事例等について、地域間の搬送調整等を集中して行うコーディネーターを配置し、緊急性を要する母体・新生児を迅速に医療施設につなげます。

周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）の確保

ミドルリスクの妊産婦に対応できる救急医療機関を「周産期連携病院」に指定し、施設整備への支援を行い、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。

また、周産期連携病院における NICU の設置を支援しています。

周産期医療ネットワークグループの構築

周産期母子医療センターを中核とした一次、二次、三次の周産期医療機関による周産期医療ネットワークグループを構築することにより、周産期医療機関等の機能別役割分担と連携体制を強化し、妊婦（胎児）・新生児のリスクに応じた周産期医療提供の仕組みづくりを行います。

多摩新生児連携病院の確保

区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的リスクの高い新生児を受け入れる「多摩新生児連携病院」を確保し、多摩地域の新生児受入体制の強化を図ります。

小児等在宅移行研修

周産期母子医療センター等から在宅療養への円滑な移行を促進するため、医師・看護師・理学療法士・MSW・保健師等を対象に研修を実施します。

在宅移行支援病床の運営

NICU 等長期入院児について、在宅療養等との間に中間的な病床としての在宅移行支援病床を設置することにより、在宅療養等への円滑な移行を促進するとともに NICU 等の満床の解消を図ります。

NICU 等入院児の在宅移行支援　新規

周産期母子医療センターや訪問看護ステーション等による外泊訓練や関係機関の調整会議等に要する経費を補助し、NICU 等入院児の在宅療養への円滑な移行に向けた支援を充実します。

新生児医療担当医の育成支援　新規

研修医手当等を補助し、将来、NICU 等で新生児医療を担当する医師の育成を図ります。

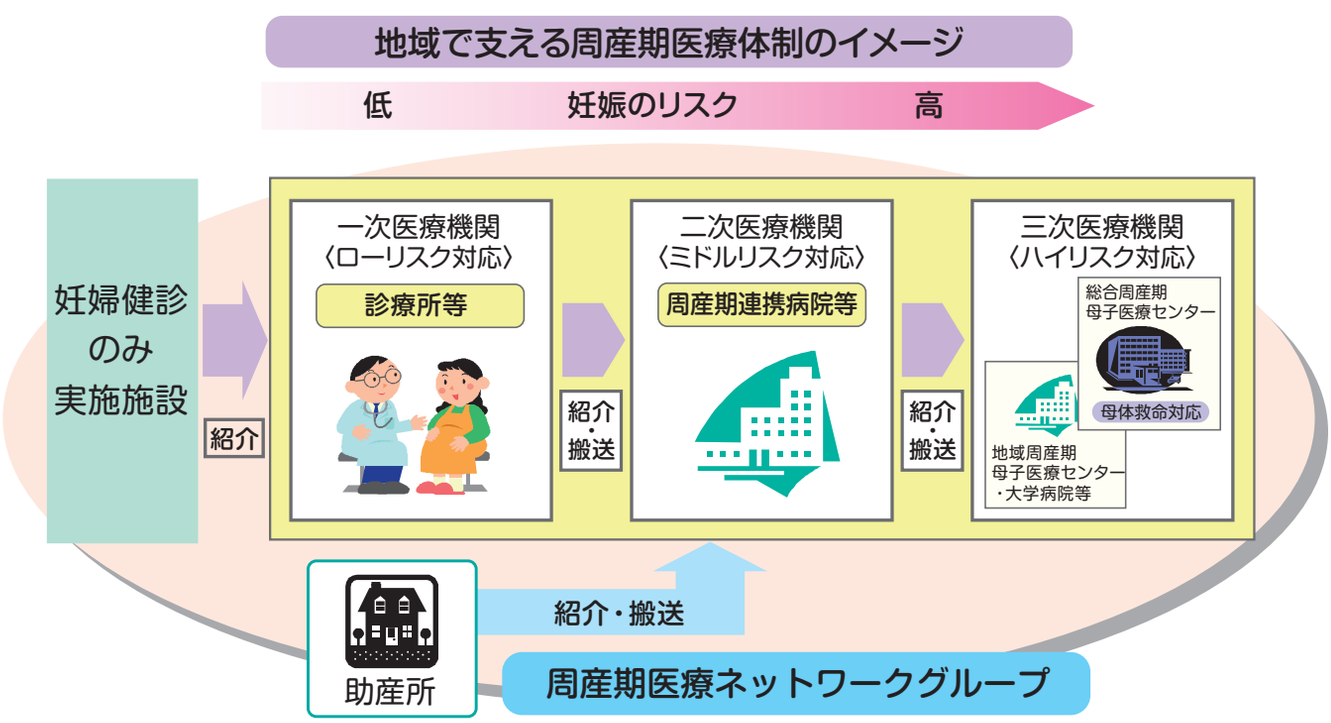

災害医療の充実

大地震等が発生した場合には、的確な被害情報を速やかに把握し、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、体制を整備しています。

（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）

医療救護活動と災害用医薬品などの備蓄

「東京都地域防災計画」において、医療情報の集約一元化、初動医療体制、負傷者等の搬送体制などを定めています。区市町村では、医療救護所への救護班の派遣や医薬品などの備蓄に努めています。都は、東京 DMAT や都医療救護班を派遣するとともに、医療救護所などに供給する医薬品等を備蓄しています。

■災害時医療救護の流れ

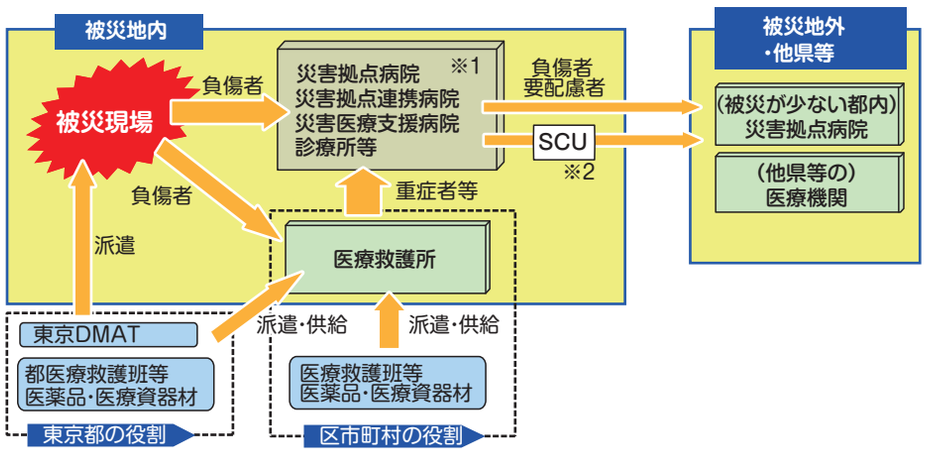

※1　災害拠点病院:主に重症者を受入れ
　　災害拠点連携病院:主に中等症者を受入れ
　　災害医療支援病院:専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を実施

※2　SCU（Staging Care Unit）:広域医療搬送拠点臨時医療施設

災害拠点病院の整備

災害時に主に重症者の受入れと医療救護班の派遣機能を担う「東京都災害拠点病院」を整備するとともに、医療資器材を備蓄しています。

医療施設耐震化の促進

震災発生時における医療機能を確保するため、都内全病院を対象に耐震診断、新築建替、耐震補強工事へ助成を行い、病院の耐震化の一層の促進を図っていきます。

災害医療派遣チーム（東京 DMAT（ディーマット））の整備

DMAT（Disaster Medical Assistance Team）とは、大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行うため、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師などからなる医療チームです。

平成 16 年 8 月の発足以来、初動医療体制の充実・強化を図るため、救命救急センター等を中心として東京 DMAT 指定病院に指定し、東京 DMAT を配置しています。

また、東日本大震災の被災地での活動経験を踏まえ、活動が長期間に及んだときに自己完結型の活動が行えるよう、食料、生活必需品、通信機器等の装備を搭載した東京 DMAT カーを全ての東京 DMAT 指定病院に配備しています。

災害医療協議会

災害時において発災直後から中長期に至るまで、関係機関が連携した実効性の高い災害医療体制の構築を図るため、医療関係者、警察、消防、自衛隊、区市町村等で構成される協議会を設置し、検討を進めています。

地域災害医療連携会議

地域の医療関係者、区市町村等で構成される「地域災害医療連携会議」を二次保健医療圏単位で配置し、医療の状況など地域の特性に応じた災害時の医療連携体制等について検討しています。

災害医療コーディネーターの配置

災害時に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、都が医療救護活動の統括・調整を円滑に行うため、「災害医療コーディネーター」を都及び二次保健医療圏に配置しています。

被災現場での救助活動の様子（訓練）

へき地医療対策の充実

離島や山間地域などのへき地を対象とした医療対策を実施しています。　（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）

医療従事者確保支援

へき地町村からの要請に基づき、自治医科大学卒業医師や、大学病院等の事業協力病院に所属する医師・歯科医師の派遣を行うとともに、医師等の雇用に要する経費をへき地町村に補助することにより、医師等の安定的な確保に努めています。

また、医療系職種全般を対象とした職業紹介や代診医師の派遣等を行う無料職業紹介事業所を設置し、医療従事者の確保が困難なへき地町村を支援しています。

医療提供体制の整備

へき地町村が行う眼科や耳鼻咽喉科等の専門診療事業について、専門医確保の調整や経費の補助を行っています。

また、へき地医療機関の診療基盤を確保するため、診療所の整備や医療機器の購入に要する経費等を補助しています。

診療支援

島しょ地域の医療機関で対応できない救急患者が発生した場合、東京消防庁及び海上自衛隊のヘリコプター等で、島しょ医療基幹病院である都立広尾病院を中心とした高度医療機関に、365 日 24 時間搬送する体制を整備しています。また、屋上ヘリポートを有する等の民間・国立病院とも患者の受入れ等に関する協定を締結し、救急患者搬送体制の充実を図っています。

また、島しょ医療機関と都立広尾病院との間でエックス線やＣＴ画像等を送受信することにより、島にいながらにして専門医の助言を受けることができる、画像電送システムを構築しています。

東京都へき地医療支援機構

へき地医療対策を円滑かつ効率的に実施するため、事業の企画･調整を行う「東京都へき地医療支援機構」を設置するとともに、機構内に、へき地町村、関係医療機関、学識経験者等からなる「東京都へき地医療対策協議会」を設け、へき地医療対策に係る総合的な意見交換、調整等を行っています。

救急患者搬送の様子

医療人材の確保と質の向上

都民（患者）の立場に立った質の高いサービスを提供する医療従事者の確保と資質の向上を図っています。

（福祉保健局医療政策部医療人材課）

医師確保対策

○東京都地域医療対策協議会

医師等医療従事者の安定的確保のため、医療関係者や都民等から成る協議会で検討を進めています。

○東京都地域医療支援センター

東京都地域医療対策協議会で決定した医師確保対策の方針に基づき、医療機関における医師確保支援、奨学金被貸与者のキャリア形成支援、医師確保状況の実態把握、医師確保対策に関する情報発信など、都の特性を踏まえた医師確保対策を推進していきます。

○東京都地域医療医師奨学金制度

都内大学の医学部生に奨学金の貸与や大学と連携した教育的支援を行い、小児、周産期、救急、へき地医療に従事する医師の確保を図っていきます。

○東京都地域医療支援ドクター事業

多摩・島しょの医療体制を確保するため、地域医療の支援に意欲を持つ医師を都職員として採用し、へき地医療機関や市町村公立病院へ派遣します。

○医師の勤務環境改善や女性医師等の復職支援

医師の過重な勤務負担を軽減するため、勤務環境を改善する取組や離職中の女性医師等の復職支援の取組などを進めています。

看護職員確保対策

○都立看護専門学校

都内の医療機関などに従事する看護師を養成するため、看護専門学校を 7 校設置しています。27 年度の卒業生は、559 人で、都内学校養成所卒業生総数の約 10% となっています。

○看護師等養成所運営費補助

看護師等の学校又は養成所に対し、必要な経費を補助することにより、教育内容の充実と都内看護師等の

充足を図っていきます。

○東京都ナースプラザ

保健師、助産師、看護師、准看護師の免許を有する離職者の再就業を促進するため、就業相談やあっせん、再就業促進のための研修などを行い、看護職員の確保や都内定着、資質向上を図っています。

○看護師等修学資金貸与

都内に所在する保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校又は養成所に在学し、将来都内で看護業務に従事しようとする学生に対し、修学資金の貸与を行い、都内の看護職員の確保及び質の向上を図っていきます。

○看護職員定着促進のための巡回訪問事業

就業協力員が中小病院を巡回訪問し、研修体制の構築、勤務環境改善等の看護職員確保に向けた取組を支援することにより、看護職員が安心して働き続けられる環境の整備を促進しています。

○新人看護職員研修体制整備事業

新人看護職員の早期離職防止を図るため、病院の臨床研修体制の充実に取り組んでいます。

○看護職員地域確保支援事業

看護職員の再就業を支援するため、身近な地域の病院において、復職支援研修や再就業支援相談を実施しています。

○セカンドキャリア支援事業

看護職員が定年後も引き続き看護職員として再就業できるよう、異なる施設の特徴や、求められる知識等を取得するための講習会を開催します。

○看護外来相談開設研修事業

在宅療養の充実、看護職員の資質向上を図るため、医師との連携の下、患者に対するケアや指導を行う看護外来相談の実施に向けた研修や施設整備などの支援を実施しています。

○院内助産所・助産師外来開設研修

院内助産所や助産師外来の開設を促進するため、医療機関の管理者や助産師等を対象に研修を実施しています。都民（患者）の立場に立った質の高いサービスを提供する医療従事者の確保と資質の向上を図っています。

○島しょ看護職員定着促進事業

島しょへの出張研修及び短期代替看護職員派遣を実施することにより、島しょ看護職員の勤務環境改善と定着促進を図っています。

○島しょ地域医療従事者確保事業

看護職員を対象とした現地見学会を開催する島しょ町村を支援し、看護職員の確保や定着を促進します。

（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）

医療従事者確保対策

○東京都医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の勤務環境改善を促進する拠点として、「東京都医療勤務環境改善支援センター」を設置しています。本センターでは、労務管理・医業経営の専門家チームによる相談体制を確保するなど、医療機関における勤務環境改善の取組を支援しています。

○医療従事者の資質向上

保健医療サービスの高度化、多様化に対応できるよう各種講習会を実施し、医療従事者の資質の向上を図っています。

○学校養成所等の指定及び指導

医療従事者に関するそれぞれの法令及び学校養成所等の指定規則に基づき、指定･変更承認及び指導を行っています。また、一部の学校養成所等については、指定及び変更承認申請等の国への進達を行っています。

医療の安全確保

医療サービスの質の向上を図り、都民が安全・安心・満足度の高い医療を受けられるようにするため、医療の安全対策を促進します。

（福祉保健局医療政策部医療安全課）

医療施設などの許認可・監視指導

医療法に基づき、病院の開設許可や医療法人の設立認可などを行っています。

また、病院が医療法に規定する医療従事者数、構造設備などの基準を維持し、適正な管理を行っているかどうか、立入検査を実施しています。

医療安全支援センター事業

地域における医療安全確保対策を推進するため、多摩地域の都保健所（5 か所）、保健所設置市及び特別区に設置された各医療安全支援センター等への支援を実施するほか、引き続き「患者の声相談窓口」において、医療に関する都民からの相談に応じます。

医療安全支援センター

平成 19 年 4 月の医療法改正に伴い、①医療に関する相談・苦情対応、医療機関・住民への助言、②医療安全の確保に関し必要な情報提供、③医療安全に関する研修、④区域内における医療安全確保のために必要な支援等を行うために、都道府県及び保健所設置市又は特別区に設置されています。

死体検案・解剖

社会秩序の維持や疾病の予防など公衆衛生の向上を図るため、区部では、死体解剖保存法に基づき、東京都監察医務院が不自然死の死体検案及び解剖を行い、死因を明らかにしています。

なお、多摩・島しょ地区では医師会や大学等に委託して実施しています。